



朝刊

あさげ

職場づくりは健康づくり

本庁安全衛生委員会が、3月10日に開催されます。議題は、令和4年度事業報告、令和5年度事業計画(案)、第3次こころの健康づくり計画策定(案)の3つです。

委員会は、半数が組合推薦委員で構成されています。私たち働く者の安全及び健康を保持するとともに、快適な職場環境を形成するため、しっかり議論していきたいと思えます。

ちなみに、本日のあさげのタイトルは、安全衛生基本計画（令和3年度～令和7年度）のスローガンです。知ってましたか？

さて、その安全衛生委員会では、公務災害認定件数として

令和3年度 5件(うち自転車事故 2件)

令和2年度 4件(うち自転車事故 1件)

令和1年度 2件(うち自転車事故 1件)

と報告されています。



自転車事故が毎年かならずあります。

栃木県では、令和4年4月1日より「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、同条例において自転車利用時はヘルメットの着用に努めることとされ、自転車保険への加入が義務化されました。組合員の皆さん、備えは万全ですか？



ちなみに、組合ではじちろう団体生命共済に加入している場合に付帯できる「個人賠償責任共済」やじちろうマイカー共済の「自転車賠償責任保障特約」などもご案内できます。ぜひご検討を！！

小山市職労は、第69回定期大会で「直井かずひろ」副執行委員長を推薦決定しています。



朝刊



どうするマスク

2023年3月13日以降、「マスク着用の考え方」が変わります。

2月10日に開催された第102回政府対策本部において、マスクの効果的な場面を示した上で、3月13日から各個人の判断に委ねることを基本とすることが決定され、栃木県でも同様の対応をとることとされています。

「マスクの着用」については、

個人の主体的な選択を尊重し、各個人の判断に委ねるもの

しかしながら、基本的な感染対策は重要であり、政府は、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行についてよびかけることは継続する方針。

そして、新型コロナウイルスについては、特段の事情がない限り、2023年5月8日に、季節性インフルエンザなどと同じ感染法上の「5類」に位置付ける方針です。

また、先日、加藤厚生労働大臣は、「厚生労働省の感染症部会から『過剰ともいえる感染対策はできるかぎり早期に見直しを行い、有効な方法について情報発信すべきだ』という意見をもらっている。今後、マスク以外の基本的な対策も専門家から意見を聴いて検討を進めたい」などと記者会見等で発言しています。

小山市役所においても、アクリル板の設置、マスクやフェイスシールドの着用など新型コロナウイルス感染防止対策を実施していますが・・・。

「マスクはやく外したい〜」、「フェイスシールド邪魔!」、「マスクはまだまだ必要」、「今後、コロナに感染したら休めるの?」、「パーティーは外す?外さない?」

どうなる、どうする、どうしたい?



朝刊

あさげ

3月8日は国際女性デー

1857年にニューヨークの被服工場の火災で多くの女性たちが亡くなったことを受け、3月8日に女性たちが低賃金・長時間労働に抗議を行ったことが「3.8国際女性デー」の起源であると言われています。

その後、1908年3月8日には、女性労働者たちが賃金改善と労働時間短縮、そして婦人参政権を求めて「パンとバラ」を掲げ、デモを行いました。

以来、この日は”女性の政治的自由と平等のために行動する記念日”と位置づけられ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳・人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、世界各国でさまざまな行動が展開されています。

ちなみに、昨年11月22日には日本の労働組合を代表する連合の世界版にあたる「国際労働組合総連合(ITUC)」会長に、連合参与で国際労働機関(ILO)労働側正理事の郷野晶子氏が選ばれました。日本からの選出も女性としても初とのこと。

私たちも、誰もが健康で安心して働き続けられる職場をめざして、様々な問題を自分事ととらえて、女性の労働権確立と男女平等社会を実現するためにも、春闘から頑張っていきましょう！



国際労働組合総連合
3.8国際女性デーロゴ



青柳書記次長も連合栃木女性委員会の3・8国際女性デーの取り組みの一環として街頭宣伝を行ったことも。

朝刊「あさげ」とは

朝刊「あさげ」ですが、1987年2月22日に春闘ニュースとして発行され、7年後の1994年に朝刊「あさげ」としてリニューアルし、特に闘争期間中などに発行を続けてきました。実は、今年で36周年を迎えた、歴史ある小山市職労の朝刊なのです。

小山市職労は、第69回定期大会で「直井かずひろ」副執行委員長を推薦決定しています。



朝刊

あさけ

「あたりまえの難しさ」

2月8日から始まった春闘ミニ交流会もちょうど折り返しぐらいまでできました。飛び石連休をはさみ一休みといったところでしょうか。

コロナ禍をはじめさまざまな理由から取り組みなかった、市職労として拡大闘争委員会を立ち上げ、「オルグ→要求→交渉→妥結」といった闘争サイクルを進めていくというこのような直接組合員の声を聴く場を設けるのも何年かぶりになるのか、組合として大いに反省するべきところです。



ミニ交流会では職場の実態が明らかとなってきています。

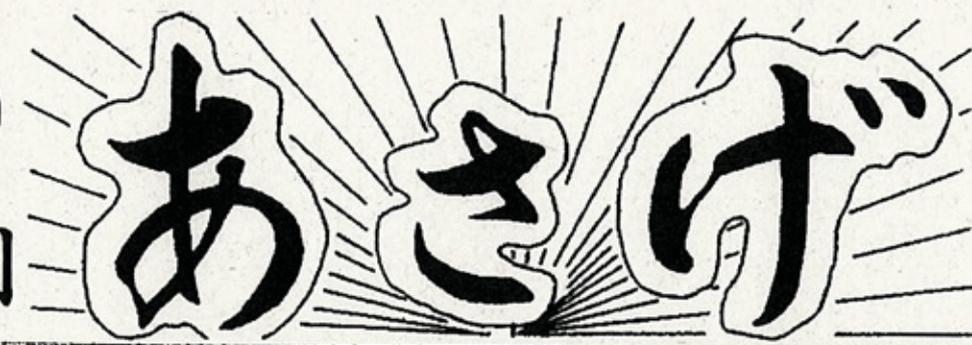
「12時にお昼休みを取る時間もなく、昼食が15時過ぎのときもある」、などといった人員不足や時間外過多の問題や「現在、本庁近隣の月極駐車場を借りており財政的な負担が大きい」などの職員の駐車場問題など。また、「ドアの開閉での隙間風がある。」、「1階ではお昼休憩を取れるところが1階北側廊下のテーブルのみ。埋まっていたら座って食事をとることができない。他の階の更衣室を使っても良いのではと思うが、周知がされていないのでわからない。」等、職場環境問題などが出されています。

そのほかにも様々な意見が出されていますが、これらの意見を参考に2023春闘要求書を作成し市長に提出します。要求書を提出したからといって組合員の声を聴くのも終わりというわけではありません。要求書提出後も引き続き事務折衝となり組合員の声を直接伝えることもできますので春闘ミニ交流会に参加し大いに議論し意見を出していただきたいものです。

当たり前のこと当たり前に進めていき、春闘に勝利しみんなの力で働きやすい職場環境を実現していきましょう。



朝刊



あなたの声ではじまる春闘

皆さん、おはようございます。

各組合員のみなさんへ配った「2023春闘じちろうハンドブック」はご覧になったでしょうか？このハンドブックは、県本部の23春闘方針（討議案）からスタートしていますが、P21からは『知っておきたい基礎知識』としてさまざまな情報が掲載されています。

P21は、「春闘は年間の賃金闘争のスタート」と位置づけられる所以などが簡単にそして詳しく書かれています。

P26, 27には、県内自治体賃金制度調査結果について一覧が掲載されています。小山市とその他自治体を比べてどう感じますか？大学卒標準者の平均的昇格年齢だけみても、隣の栃木市や下野市とも違いますよね。

P28には、特に22賃金確定闘争と23春闘で確認をしてきた「週休日の振替」や「36協定」について触れています。先日行った春闘職場アンケートにおいても、週休日の振替が取れていない方も多くいました。仕組みを理解するとともに、なぜ取れないのか、どうしたら取れるようになるか、など引き続き取り組んでいきましょう。

P29には、「定年引き上げ制度」についても触れています。小山市の運用などについては今後もすくらむなどで情報共有していきたいと思えます。

P32には、自治労県本部の顧問弁護士が紹介されています。職場のハラスメントや労働問題のみならず、契約、隣人、交通事故トラブルなどにも対応しています。初回相談は無料です。困ったときにはまずは相談してください。

巻末には、クロスワードクイズが掲載されています。締め切りは、3月31日（金）までとなっています。忘れずに応募してください。答えが先にわかる人も多いと思いますが、ちゃんとクロスワードクイズも解いてくださいね。

小山市職労2023春闘スケジュール

第2回拡大闘争委員会	2月22日（水）
朝刊あさげ配布行動	2月22日（水）～3月2日（木）
第1回中央委員会	3月1日（水）
全国統一交渉ゾーン	3月13日（月）～17日（金）